



職場におけるハラスメント の事例と対策

～労働相談の現場から～

ハラスメントとは？

ハラスメント (harassment) を日本語に訳すと「嫌がらせ」「いじめ」あるいは「悩ますこと」等になるでしょうか。要するに「人を困らせること」全般を意味します。当初は「パワハラ」が有名でしたが、次に「セクハラ」「マタハラ」が加わり、これが職場の三大ハラスメントと言われるようになりました。その後、モラハラ、カスハラが登場し、さらにはエイ (エイジ) ハラ、ジェン (ジェンダー) ハラ、アル (アルコール) ハラ、ジタ (時短) ハラ、ホワ (ホワイト) ハラ等が加わりました。一般社団法人日本ハラスメント協会によると、職場で特に起きやすいハラスメントは約50種類あります。とはいえ基本は「人を困らせること」なので、あえて用語を覚える必要はありません。ここで用語の解説や定義、法令などの話を始めるとそれだけで紙幅が尽きてしまいますので先に進みます。

労働相談の現場から

筆者は社会保険労務士登録後、開業した事務所あるいは公的機関の窓口等で数多くの労働相談を受けてきました。件数としては延べ3千件を超えます。特筆すべきは、その半数以上が何らかのハラスメント案件であったことです。これらは相談時間が長い割には解決策を見出すのが困難で相談者も相談員も疲れます。傾聴だけで終わることも多く、しばしば無力感に陥りました。ですが、解決が難しいということは、それだけ問題が深刻で重要であるともいえます。ここでは、(守秘義務を前提として) 具体的な事例を挙げ、その状況・背景等を紹介し、労務管理の重要課題としてハラスメント案件に如何に取り組むべきかを考えます。

知人の体験談

まずは開業直後、知人から打ち明けられた話です。相談というより誰かに話したかったのでしょう。昔のこと、知人の数年前輩であるAさんが自ら命を絶りました。Aさんは地味で無口、真面目な人柄でした。どうも動機は不明です。Aさんの死については、口を閉ざしている感があります。断片的な情報をまとめてみると、Aさんは上層部の不正を匿名で内部告発した。だが、Aさんは内部告発の「犯人」として疑われ、結局、Aさんは自宅で自殺した。知人によるとAさんの両親は酷く動揺しながらも仕事の原因ではないかと話していたそうです。

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

(入力分は数分で終わります)

[会員の方はこちらから](#)